



内務省特報



●内務省告示第三八號

市制第三條及町村制第三條に依り昭和十五年二月十一日ヨリ鹿兒島縣薩摩郡川内町ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ川内市ヲ置ク

昭和十五年一月三十日

内務大臣伯爵 兒玉 秀雄

●内務省告示第四十六號

昭和十一年九月内務省告示第五百十六號中愛知縣ノ部ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和十五年二月八日

内務大臣伯爵 兒玉 秀雄

二十五號 東春日井郡小牧町ヨリ瀬戸市ニ達スル道路經過

地

東春日井郡篠岡村、高藏寺町、水野村、五號線

〔參照〕

昭和十一年九月二十五日 内務省告示第五百十六號ハ府縣道及地方費道指定ノ件ナリ

●内務省告示第四十七號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依り本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十五年二月八日

内務大臣伯爵 兒玉 秀雄

四號 自宮城縣柴田郡槻木町至同縣名取郡千貫村 昭和十五年二月八日

路線名 區 間 工事終了ノ期日

◎内務省告示第四十八號

市制第三條及町村制第三條ニ依り昭和十五年二月十一日ヨリ兵庫縣津名郡洲本町ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ州本市ヲ置ク

昭和十五年二月八日

内務大臣伯爵 兒玉 秀雄

◎内務省告示第四十九號

市制第三條及町村制第三條ニ依り昭和十五年二月十一日ヨリ兵庫縣飾磨郡飾磨町ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ飾磨市ヲ置ク

昭和十五年二月八日

内務大臣伯爵 兒玉 秀雄

◎地方稅法案、地方分與稅法案の提出

二月十七日政府は地方稅法案、地方稅分與稅法案を衆議院に出したが、之れに伴ふ地方制度中の改正法律案も亦提出、兒玉内相より説明があつた。川崎末五郎氏外數氏と兒玉内相との質問應答の概略左の如し。

川崎末五郎氏問 一、地方自治の發達振興は、稅制改革

と眞に地方制度機構の根本的改善、整備の斷行によつて實現を期待される。然るに現内閣が地方制度の改革の方は今議會に提案しないで後廻しにしたのは如何いふわけか。

一、地方費の膨脹に反比例して、地方團體の地方稅源は國家に奪はれて次第に縮減してゐる。此爲今日地方團體の財政は急迫してゐる、最近地方團體の稅收入と稅外收入とは著しく均衡を失してゐる、今回の改正によつて、地方稅源の中必を物稅に置いてゐるが、これで將來膨脹すべき地方財政の需要に備へることが出来るか疑問がある。從來地方財政に伸縮、強力性を與へてゐた戸數割が廢止されたのがこれに代つた市町村民稅は、たゞ負擔分任の精神によつて生れたものだから今後地方財政の弾力性は如何にして圖るのか。

一、分類所得稅と法人稅に附加稅を認めては如何か。

一、今回の改正により地方稅收入の大部分は分與稅に求めて地方の獨立稅によるものが少い、これは中央集權的傾向を助長することになりはしないか。

一、戸數割を廢止したのは一大英斷であるが、市町村民税の賦課額を三段に分ち、都市町村の大小に應じて八圓、六圓、四圓となし一人の課税最高額を千圓で押へたのは妥當でない。

一、分與税の分與方法をなるべく詳細に法律に規定せねば、その運用に當つて分與税制度の立法趣旨に悖るやうな處がある。配付税は地方における財源の偏在を是正し、地方團體の財政需要に即應する目的だといふが、これに還付税的性質をもたせるやうに考慮して如何。

兒玉内相答 一、地方制度改正案はなほ考慮すべき點があるので、研究をつけなるべく早く提案したい。

一、地方事務が増加して地方費が膨脹した場合は、所得税、法人税の如く伸張力の強い國税を分與税の財源に加へてあるからその自然増収で賄ひ得る。又家屋税、地租、營業税附加税等の伸縮が出来るから弾力性は十分認められる。

一、所得税、法人税の附加税は財源の現状から適當でない。

い。市町村民税は収入が目的でなく、負擔分任の精神の擴充が趣旨なので、多額を賦課することは不可と考へ一律にした。

石井徳久次氏問 一、今回の改正案を貫いてゐる指導原理は中央集權である。運用如何によつては地方團體に對する壓力となり、延いては、地方政治に對する干渉となる危険性を包藏してゐる、分與税制度は地方自治に對する強力なる支配權を中央に附與することになる。

一、最近國家から地方へ命ぜられる事務は非常に多く、地方團體の財政上の苦痛は大きい。地方の負擔緩和に十分の措置が講ぜられねばならぬ、また小學校教員俸給費が府縣支辨になる結果、小學校教員と市町村當局者との間が遊離して面白からぬことが起りはせぬか。

兒玉内相答 今回の税制改正は決して中央集權を圖るのが目的ではないのである。この事は税種の選擇その他についてみれば趣旨は明かである。地租、家屋税は國が代つて徴收するに過ぎないのであつて地方團體の自治性を失ふも

のではない。分與税の分與方法は法律で詳細に規定し自由裁量の餘地は極めて少い、國の委任事務が最近多くなつたのは事實で、政府としても地方の負擔緩和も考慮してゐるが、差當つて明年度豫算において町村吏員の定員を増すために、補助金を出し事務の負擔を軽減することにしてゐる。

松浦文相答 小學校教員俸給費を府縣支辨にすることは税制改正に伴つて行つたと共に、教育行政の上からもさうする方がよいと考へたからである。俸給支辨の仕方は市町村を經由せず直接學校を通じて交付するのだから市町村の手數も省けることとなり、またそのために小學校教員が市町村と遊離するといふことはない。

石坂豊一氏問 一、徒らに市町村の併合を行ふことは不可である、各町各村部落は今日まで久しい間夫々獨自の特色氣風が養はれてゐるものである、部落制度に對する政府の所見如何。

一、地方町村事務員の待遇改善策を考慮せよ。

兒王内相答 町村合併は町村の自由意思を尊重する建前で法制化する考へはない。町村吏員の優遇については精神的、物質的に出来るだけのことをしてほしいと考へてゐる。

佐竹晴記氏問 一、分與税の分與の比率は何に基いて決定したか、政府は今回の改正に當つて現行雜種税種目の廢減に關して一體慎重なる研究を行つたのか、自轉車税の廢止を何故斷行しなかつたか。

一、市町村民税は現行戸數割の如く納税者の擔税能力に應じたものでなく全く人頭税である、現在多額の戸數割を納めてゐる者も、市町村民税によればその納税額はずつと減少する、かゝる資本金擁護の税創設には反對する。

兒王内相答 今回の税制改正による地方税の減税額は大體三億二千萬圓である、収益二税の制限外課税は地方團體が施設の改善をやる財源として賦課率を固定しては非常に窮屈になるか之らを認めるのである、自轉車税は一應全廢を考へたが二千餘萬圓の代財源を要するし、荷車税等との負擔均衡を考へる上から一臺二圓程度で課税すること、

した。

青木作雄氏問 政府は今回の改正をもつて地方財政に弾力性を與へ負擔の均衡を圖つたといふが、必ずしもさうではない、所得税に附加税を認めないため配當利子所得者とか高額の勤勞所得者には地方税の上では負擔が免れてゐる、然るに一方一律に市町村民税を課してゐる、これは負擔の均衡を破るものではないか。

兒玉内相答 分與税として法人税、所得税の如き伸縮性の強い税を分與税に結びつけてゐるから、十分自然増收を圖ることが出来るし、又物税についても制限外課税を認めるから收入の伸縮性はある分與税の配付率は大體現實に據つた比例であつて、尙市町村に二千萬圓ほど多く與へられる事になつてゐる。又分與税の過渡的措置として配分の遞増遞減を認めてゐるから十分公正を期し得るものと思ふ、配當利子所得者高額の俸給所得者については賦課の困難から課税しないこととしたが、市町村民税で相當の負擔を課することになるし又國税で負擔したものが地方へ還るので

あるから地方税を課せられてゐることになるわけである。
武田徳三郎氏問 一、分與税體制を採用することは適當であるとしても、三億五千萬圓に上る分與税收入を地方に與へることは果して妥當であるか、寧ろ土地増價税を創設する方がよかつたのではないか。

一、市町村民税は負擔分任の精神に由るといはれるが、眞の負擔分任は各自治體の構成員がその分に應じ即ちその財産、所得に應じて負擔を分任するといふのでなければならぬ、運用さへ適當に行へば、戸數割は決して廢止する必要はない。

兒玉内相答 土地増價税は土地の事情によつて差別があるので、法律で一律に基準を定める事は困難であるから認可制とした。戸數割については負擔の不均衡の上から廢止論に一致し、又所得税の科源と競合することにもなるので全廢することにしたのである。